

	質問内容	回答
1	第二次審査の実施日は2日ありますが、どちらの日か希望は出せるのでしょうか？ (片方の日にイベントを予定しており、広報とよなかにも掲載されるので、今からの日程変更は困難なため、もう一方の日に希望できればと考えています)	募集要項に記載のとおり、当日の時間、場所等は、2月14日までに市より通知します。通知した日時では都合がつかない場合は、ご連絡ください。別途調整します。ただし、応募事業者数によって調整ができない場合があります。
2	令和7年度生活困窮者就労準備事業・被保護者就労準備支援事業募集要項事業番号5の「食品関連業務等体験事業」について開所日数・定員等への質問です。 ①開所日数:週4日以上 ②定員:8名以上と明記されていますが、週3日以上の開所、定員8名以上の提案は可能でしょうか？	週4日以上の開所を原則とします。 これは以下の理由によるものです。 ①参加促進の為、利用者の都合をふまえて参加曜日が決定できる。 また、定員の範囲内で複数名の利用者がいる時でも日程調整ができる。 ②就労自立に向けて、参加者の状況をふまえ1週間あたりの参加回数(時間)を段階的に増やすことができる。 食品関連業務等体験事業については、他事業より定員が少なく日程調整が比較的容易であることから、参加者の状況によっては、臨機応変に開所日を増やすなど、①②の条件を満たす内容であれば「週3日の開所」の提案を受付けます。
3	参加表明書や調書に日付の記入欄がございますが、こちらは作成日を記入すればよいのでしょうか？それとも、空白のまま提出でしょうか？	各提出書類の申請日をご記入ください。